

令和5年度 富田林市国民健康保険料の決定について

国民健康保険（以下、国保）は、加入人数や世帯の前年中の所得などをもとに保険料率等（所得割・均等割・平等割・法定軽減）を計算し、保険料を決定します。

令和5年度の保険料は、令和5年4月から令和6年3月までの1年間の保険料です。

年度途中で加入の方は、加入月から令和6年3月まで計算しています。

【広域（都道府県）化に伴う制度の変更について（令和6年度以降）】

都道府県と市町村が共同保険者となって国民健康保険事業を運営する「広域化」に

伴い、令和6年度より、保険料率や減免など、制度の一部が変更になります。

詳しくは市又は大阪府ウェブサイトをご確認ください。



【保険料の賦課限度額及び法定軽減判定基準所得の計算方法が変更になります】

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、限度額及び計算方法が変更になります。（下表参照）

【保険料の納付方法について】

- 6月から来年3月までの年10回払い（特別徴収の人は4月からの6回）となります。
- 普通徴収（納付書または口座振替）または特別徴収（年金から天引き）となります。
- *のみが印刷されている納付書が同封されている場合がありますが、不要なページです。

令和5年度保険料率等（法令改正等により以下のとおり変更になりました。）

	医療分	後期高齢者支援分	介護分
①所得割	所得割標準額※1×8.89%	所得割標準額※1×2.80%	所得割標準額※1×2.42%
②均等割	一人当たり年額 35,740円×被保険者数	一人当たり年額 11,270円×被保険者数	一人当たり年額 17,320円×被保険者数
③平等割	一世帯当たり 24,340円/年	一世帯当たり 7,670円/年	
賦課限度額	一世帯当たりの 賦課限度額 65万円	一世帯当たりの 賦課限度額 20万円	一世帯当たりの 賦課限度額 17万円
	①+②+③の合計額が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額がその世帯の保険料の年額		

※1 所得割標準額 加入者ごとに前年（令和4年1月から12月）所得から最大43万円を控除した額の合計額

均等割と平等割の法定軽減（下線部が法令改正等により今年度から変更になりました。）

前年中の総所得金額等が、国の定めた基準額を下まわる世帯については、保険料のうち、均等割額と平等割額の一部が減額されます。さらに未就学児の均等割額は2分の1を減額します。

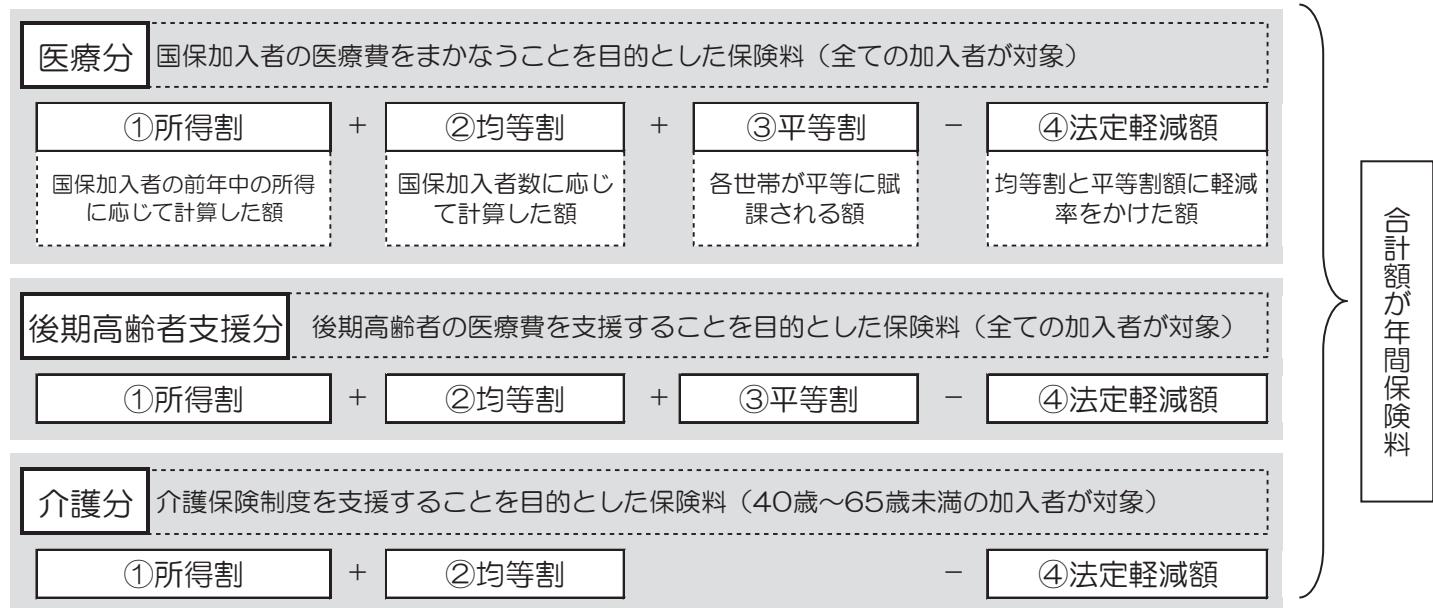
軽減内容	保険料が軽減される世帯
7割軽減	前年中の基準総所得金額※2が「43万円+（給与所得者等の数※3-1）×10万円」以下の世帯
5割軽減	前年中の基準総所得金額※2が「43万円+29万円×国保加入者等数+（給与所得者等の数※3-1）×10万円」以下の世帯
2割軽減	前年中の基準総所得金額※2が「43万円+53万5千円×国保加入者等数+（給与所得者等の数※3-1）×10万円」以下の世帯

※2 基準総所得金額：国保加入者等（国保資格のない国保上の世帯主を含む）で令和4年1月～12月に、所得のある人全ての合計所得。ただし、専従者控除や繰越損失を申告している場合は総所得の計算方法が異なります。

※3 給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）の人数。給与所得者等の数が2人以上の場合のみ計算します。

保険料の計算方法について

保険料は、「医療分」と「後期高齢者支援分」と「介護分」の合計額で、それぞれ所得割（国保加入者の所得に応じて計算する額）と均等割（国保加入者数に応じて計算する額）と平等割（各世帯に平等にかかる額）に分けて計算しています。



今回通知した本決定（更正）通知書の見方

・国民健康保険料期別明細書（2ページ）

大阪府富田林市

国民健康保険料期別明細書

普通徴収分

期別	納期限	決定額	納付済額	差引納付額
1期	令和5年6月30日	0円	41,640円	41,640円
2期	令和5年7月31日	0円	41,400円	41,400円
3期	令和5年8月31日	0円	41,400円	41,400円
期別ごとの納期限と決定額です。		0円	41,400円	41,400円
6期	令和5年11月30日	0円	41,400円	41,400円
7期	令和6年1月4日	0円	41,400円	41,400円

法定軽減に該当する世帯は、法定軽減の割合を記載しています。

特別徴収分（年金からの天引き）

期別	決定額	納付済額	差引納付額
4月	0円	0円	0円
6月	0円	0円	0円
8月	0円	0円	0円
10月	0円	0円	0円
12月	0円	0円	0円
2月	0円	0円	0円

更正理由：

本算定 令和5年6月1日

特別徴収（年金からの天引き）の期別と金額を記載しています。

本年度の均等割と平等割の合計額の2割を軽減しています。

・国民健康保険料 賦課決定明細（3ページ）

大阪府富田林市

国民健康保険料 賦課決定明細

内訳		医療分		支援金分		介護分		徴収方法	
所 得 割	所得割率	8.89%		2.80%					
	所得割標準額	1,590,000円		1,590,000円					
	所得割額(A)	141,351円	(A)	44,520円	(A)				
均 等 割	被保険者数	4人		4人					
	1人当たり	35,740円/人		11,270円/人					
平 等 割	均等割額(B)	142,960円	(B)	45,080円	(B)				
	1世帯当たり(C)	24,340円	(C)	7,670円	(C)				
	積算合計(D=A+B+C)	308,651円	(D)	97,270円	(D)				
法定軽減額	均等割額(E)	28,592円	(E)	9,016円	(E)	3,464円	(E)		
	平等割額(F)	4,868円	(F)						
限 度 超 過 額	(G)	0円	(G)						
月 割 減 額	(H)	0円	(H)						
端 数	(I)	1円	(I)	0円	(I)	4円	(I)		
減 免 額	(J)	0円	(J)	0円	(J)	0円	(J)		
過 年 度 賦 課 済 額	(K)	0円	(K)	0円	(K)	0円	(K)		
減額合計(L=E+F+G+H+I+J+K)	(L)	33,461円	(L)	10,550円	(L)	3,468円	(L)		
保 険 料 額 (M=D-L)	(M)	275,190円	(M)	86,720円	(M)	52,330円	(M)		

月割減額：年額の保険料のうち、支払が必要のない月の保険料の合計額

・国民健康保険料の被保険者別加入月内訳書（4 ページ）

大阪府富田林市

国民健康保険料の被保険者別加入月内訳書

加入月数内の印について

○印：医療分及び後期高齢者支援金分対象月

◎印：医療分・後期高齢者支援金分及び介護分対象月

被保険者氏名 基準総所得金額	加入月数			被保険者氏名 基準総所得金額	加入月数							
	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
富田林 太郎 2,020,000 円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富田林 花子 350,000 円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富田林	国保加入者は○（介護保険料なし）と◎（介護保険料あり）が加入月に記載があります。擬主は加入者ではないため、空白になっています。											
富田林	基準総所得金額です。基準総所得金額とは、軽減判定や所得割の基準となる前年中の総所得金額等のことです。※専従者控除、純損失等の場合は、異なる場合があります。											
富田林	0 円											

保険料に関する詳細は「本市ウェブサイト>健康・福祉>国民健康保険>保険料に関すること」に掲載しております。

Q&A よくある質問

Q1 決定通知書内にある「月割減額」とは何ですか？

年度途中で保険料が増減する場合、月割減額欄で調整をしています。

（一旦、年額を計算のうえ、不要分を減額として表記しています。）

例1：年度途中で75歳を迎える方（後期高齢者医療保険で保険料を納付するため、国保分を減額しています。）

例2：年度途中で65歳を迎える方（介護保険で保険料を納付するため、国保分を減額しています。）

例3：年度途中で一部加入（喪失）した場合（加入（喪失）者分を減額しています。）

Q2 どのような場合に特別徴収（年金から天引き）になりますか？

特別徴収の対象になる方は、次の1から4の全てに該当される人です。

1. 世帯主が国民健康保険に加入していること。
2. 世帯内の国民健康保険の加入者全員が、65歳以上75歳未満であること。
3. 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること。
4. 国民健康保険料と介護保険料の合計額が対象の年金受給額の2分の1を超えないこと。

●ただし、次の人は年金からの徴収はしません。

- ① 国民健康保険料を口座振替により継続して納付している方。
- ② 年度途中に国民健康保険の加入者が75歳になる人の世帯。

※年度途中で国民健康保険料の金額が変更になった等の場合には、普通徴収に切り替わることがあります。

※年金天引きの対象となる方は、1年間の保険料を6回に分けて、偶数月に年金より天引きします。

ただし、4月・6月・8月の保険料は年間額が確定していないため、前年度の保険料の半分を平準化して天引きしています。なお、10月以降は確定した年間額から納付済みの保険料を差し引いた残りの額を3回に分けて徴収します。

※毎年、6月の本算定の際に特別徴収に該当するかを確認し、該当の方は通知書の2ページ（「令和5年度国民健康保険料期別明細書」）に特別徴収により年金天引きされる金額と月を記載しております。

Q3 国保加入の世帯に後期高齢者医療制度（以下、後期高齢）の該当者がいる場合、保険料の軽減などがありますか？

以下の場合、国保の保険料が特例措置を受けることができます。

- 1 保険料の法定軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、後期高齢に移行しても、同じ軽減（2割・5割・7割）を受けることができます。
- 2 後期高齢に移行し、国保の加入者が1人となる場合に、5年間は、世帯で賦課される保険料（平等割）が半額になり、6年～8年間は、4分の3になります。
- 3 被用者保険（社会保険）の本人が後期高齢に移行することにより、その被扶養者（65歳～74歳）が新たに国保に加入した場合、法定軽減が7割・5割に該当する場合を除き、加入後2年間1人あたりで賦課される保険料（均等割）が半額に、被扶養者が1人の場合には、世帯で賦課される保険料（平等割）も半額になります。さらに、その被扶養者の所得にかかる所得割保険料は当分の間免除されます。

Q4 解雇・雇い止め・正当な理由のある自己都合で退職しましたが、保険料の軽減はありますか？

次のすべての要件を満す場合は、対象者の前年給与所得の7割を減額した額で所得割が計算されるなどの特例が受けられます。適用を受けるには申請が必要です。

- ・雇用保険受給資格者証（以下、受給者証）の交付を受けている人
- ・受給者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する人
- ・離職日に65歳未満であること

Q5 納付通知書の宛名が国民健康保険に加入していない世帯主になっています。

国民健康保険料の納付義務者は世帯主となるため、世帯主が国民健康保険に加入していないなくても、世帯員のどなたかが国民健康保険の加入者であれば、保険料決定通知書は世帯主宛に送付されます。

Q6 すでに社会保険等に加入していますが、国民健康保険料が届いたのは、なぜでしょうか？

会社の健康保険等に加入した場合でも、自動的には資格が切り替わらないため、資格喪失の手続きが必要です。保険料の誤納付や保険証間違いによるトラブルの可能性もありますので、早めに手続きをしてください。

Q7 マイナンバーカードを保険証として利用するには、どうすればいいのでしょうか？

「マイナポータル」等から申し込むことで、保険証としてご利用いただけます。医療機関では、令和5年4月からマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が原則義務化され、ご利用いただける医療機関は順次拡大中です。利用申請や活用方法など詳しくは、マイナポータルホームページをご覧ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル TEL 0120-95-0178（無料）

URL：[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html]



令和6年度より大阪府内で保険料率や保険料減免基準が統一されます

平成30年4月より大阪府と市町村で国民健康保険の共同運営を行う「広域化」が実施されています。

令和6年度からは、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となります。

保険料を納めないと

◎督促手数料

保険料の納付義務者が納期限までに保険料を完納しない場合、新たな納期の督促状が送付されます。

この場合、1納期につき100円の督促手数料が加算されます。

◎延滞金

納期限が過ぎて保険料を納めないと、延滞金が加算されます。納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、条例に定められた割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。

◎短期証や資格証明書（国民健康保険被保険者資格証明書）

保険料を滞納している世帯は、「有効期間の短い保険証」の交付の対象になります。さらに、滞納の状況によっては、保険証に替わり、医療機関の窓口で医療費全額を支払う「資格証明書」の交付の対象になります。

◎財産等の差し押さえ

国民健康保険料を納期限までに納付されない場合は、督促手数料及び延滞金が加算されるとともに、その督促を受け、指定された納期限までに保険料を納付されないとときは、地方自治法231条の3第3項の規定により、財産等を差し押さえすることができます。

保険料の減免・納付猶予や納付相談について

火事や地震、台風などの災害で損害を受け、生活が一時的に困難になったときや、生活の困窮等により、保険料を納めることができないときには、保険料の減免及び猶予の申請することができます。郵送での手続きも可能です。詳しくは、市ウェブサイトをご覧いただき、保険年金課までお問い合わせください。
※保険料減免の制度についても、「広域化」に伴い、令和6年度より制度の一部が変更になります。

お問い合わせ 富田林市 保険年金課 (0721) 25-1000 代表
国保の資格・賦課・給付に関すること 資格給付係 内線552・151
納付・猶予に関すること 収納係 内線152・156
保健事業に関すること 保健事業係 内線155



保険年金課のページ